

防災・減災対策等の推進について

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震では、震度6弱を記録した倉吉市や湯梨浜町、北栄町など鳥取県中部を中心に人的被害や住家被害が多数発生したほか、公共土木施設や文化観光施設等の公共施設も被災し、復興に向け官民が全力を挙げているところである。

また、「平成28年熊本地震」でも、交通インフラが寸断され、災害対策拠点となる施設等の損壊や大規模な土砂災害が多数発生した。

さらに、広島・山口両県に甚大な土砂災害をもたらした「平成26年8月豪雨」をはじめ、近年、全国各地において水害や土砂災害が相次いでいる。その上、本年1月、2月に発生した豪雪では、中国地方の幹線道路において大規模な滞留や長時間の通行止めが発生したほか、JRの列車の長時間にわたる立ち往生、路線バスや航空便の数日間の運休・欠航など、物流をはじめとする地域経済活動を大きく損なうこととなった。

加えて、老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まるなど、社会資本の安全性や機能の低下が懸念されているところである。

中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、災害時の被害を防止し、または最小限に抑えるため、地域防災力の向上に係るソフト対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 鳥取県中部地震や熊本地震からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

鳥取県中部地震や熊本地震で被災した自治体が行う復旧・復興に要する経費に対して確実に財政措置を講じるとともに、医師、看護師、保健師、理学療法士等の人員派遣や行政職員による支援、物資の提供、避難者の受入れなど、被災地に幅広い支援を行っている自治体に対しても、必要な経費に係る財政措置を確実に講じること。

2 防災・減災対策に係る各種ソフト施策の充実

(1) 住民のライフスタイルの違いに配慮した情報発信や、地域、学校及び

企業・団体などの対象に応じた情報発信を充実・強化するとともに、報道機関と連携した普及啓発や、短時間で効果的な防災訓練・防災教室の実施の推進を図るなど、あらゆる機会・手段を通じて、国民自らが災害から生命を守るための行動を促す取組を加速すること。

特に、企業・団体の従業員等において、避難場所・避難経路等の確認や非常持出品の準備などの取組が進むよう、産業界等に対し強力に働きかけること。

- (2) 地方が行う防災知識の普及・啓発、地域防災の担い手となる自主防災組織や消防団等の活動の活性化につながる人材育成をはじめとした地域防災力強化の取組について、財政措置の充実を図ること。

3 総合的な土砂災害対策の推進について

- (1) 近年、全国各地で局地化、激甚化している豪雨や地震による土砂災害が発生していることを踏まえ、国民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな国土を形成するためには、土砂災害防止のための砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や山地災害防止のための治山事業を強力に推進する必要があることから、これら公共事業予算枠の大幅な増額や補助率の拡充等の財政的支援を行うこと。

- (2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、これらの地域においては、地盤の緩み等により、土砂災害がより少ない降雨で発生することが懸念されている。

ついては、災害復旧事業による原形復旧のみならず早期に再度の災害防止措置を講じる必要があることから、現在整備を進めている砂防・治山事業などによる被災地の復旧が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

- (3) 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る交付金について所要額を確保するとともに、地方の実情に即した配分とするなど、財政的支援を行うこと。

4 災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進について

災害から国民の生命・財産を守るため、道路、河川、砂防、地すべり、急傾斜、農業農村基盤、治山、海岸、港湾等の防災・減災対策を早期に行い国土の強靱化を推進していく必要があることから、次のとおり、これら公共事業予算の大幅な増額や補助率の拡充などを行うとともに、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分とすること。

また、大地震等による被害を可能な限り軽減するためには、建築物等の耐震化を着実に進めていく必要があることから、次のとおり、支援の拡充を図ること。

(1) 治水・高潮対策の推進

近年、全国各地で多発する洪水や高潮などの大規模な水害から国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

加えて、想定し得る最大規模の洪水等から迅速に避難する体制を構築し人命を守るため、水防法改正に伴う浸水想定区域の見直し等に対する財政措置の拡充を図ること。

(2) 道路・港湾・空港施設・ため池等の耐震化の推進

大規模な地震災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保するため、道路、港湾、空港等の交通インフラについて、耐震化を推進する地方の取組を支援すること。

また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震化についても、同様に支援すること。

(3) 建築物の耐震化の促進

不特定多数の者が利用する大規模建築物、地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物や緊急輸送道路・避難路等の沿道建築物については、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体の負担の大きさが課題となっている。

ついては、耐震改修促進法の改正に伴って耐震診断が義務付けられた大規模建築物の補強設計・耐震改修費用及び防災上重要な建築物や緊急輸送道路・避難路等の沿道建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修費用

に対する国の支援のさらなる拡充を行うとともに、避難所の吊り天井対策等、震災の教訓に基づく制度の拡充を行うこと。加えて、地震により倒壊のおそれのある空き家の除却が促進されるよう十分な予算措置をすること。

また、住宅や社会福祉施設等の施設においても、耐震化を促進するための措置を講ずること。

併せて、私立幼稚園における耐震化補助の予算拡充や、幼稚園以外の私立学校に対する耐震改築工事の補助単価の引上げと予算規模の拡充について、引き続き確実に措置すること。

さらに、南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設等の耐震化を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、制度を恒久化の上、対象事業の拡大及び国庫補助事業の地方負担分への充当など、制度の拡充を図ること。

(4) 災害に強い道路ネットワークの構築

大規模災害時における緊急輸送道路やリダンダンシーを確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国・県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。

併せて、豪雪時の大規模な車両の滞留や除雪作業による長時間の通行止めの発生を回避するため、高速道路における暫定2車線区間の早期4車線化や、当面の対策として付加車線の早期整備を促進するとともに、国及び各県が連携した除雪体制の構築や情報共有の推進などソフト対策の強化により強靱な道路ネットワークを構築すること。

(5) 公共交通機関の豪雪対策について

豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。

5 気象・火山・地震の監視・予測システムの強化について

(1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、雨量情報を高精度でリア

ルタイムに提供するなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

（２）火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

（３）活断層の位置・形状や活動履歴等、未確認の断層も含めた活断層の実態や地震・津波の予測精度の向上など、地震に関する調査研究を強化すること。

6 社会資本の適正な維持管理の推進について

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、老朽化した公共土木施設等の長寿命化対策や施設の維持管理のための公共施設等適正管理推進事業の拡充、点検や修繕に係る起債制度の拡充、交付要件の緩和や国費率の嵩上げなど、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石事故防止等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

7 大規模災害時における被災地の支援方策の確立

大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設するとともに、国、被災自治体、応援自治体間での費用負担のあり方を明確化し、これに応じて、各自治体に対する十分な財政措置を講じること。

8 原子力防災対策の強化について

- (1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の充実について関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、財政支援を含め必要な支援・協力を行うこと。
- (2) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。

平成29年6月5日

中国地方知事会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 嗣 政